

十日町市いじめ防止基本方針

平成27年4月

令和3年9月（改定）

十日町市・十日町市教育委員会

目 次

	頁
はじめに	1
第1章 いじめ防止等の対策の基本的な方向	
1 いじめ防止等の対策に関する基本理念	2
2 十日町市いじめ防止基本方針策定の目的	2
3 定義	2・3
4 いじめ防止等に向けた方針	3・4
第2章 十日町市及び十日町市教育委員会が実施すべき施策	
1 十日町市いじめ問題対策連絡協議会の設置	4
2 十日町市いじめ防止対策等専門委員会の設置	4
3 十日町市いじめ等に関する調査委員会の設置	5
4 十日町市の取組	5・6
5 十日町市教育委員会の取組	6・7
第3章 学校が実施すべき施策	
1 学校いじめ防止基本方針の策定	7
2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織	7・8
3 学校におけるいじめ防止等に関する取組	8～10
第4章 重大事態への対処	
1 重大事態の対処に当たっての方針	10
2 重大事態の発生と調査	10～12
3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	12
第5章 その他いじめ防止対策に関する事項	13

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。すべての児童生徒は、安心して生き生きと自分らしさを発揮して生活する権利をもち、児童生徒を取り巻くすべての大人には、児童生徒のもつ権利を保障するための社会をつくっていく責任がある。市民一人一人が当事者意識をもっていじめの問題を受け止めるとともに、社会全体でいじめ防止等（いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ。）に向けて取り組み、いじめを生まない風土づくりを進めていく必要がある。

十日町市では、平成 18 年度から「はぐくみのまちづくり運動」を展開し、「地域の子どもは地域で育もう～できることから、やってみよう！」をスローガンに、子どもたちの健やかな成長を全市を挙げて取り組んできた。また、平成 23 年度から小中一貫教育を推進し、9 年間を見通した「心の教育」の充実を図ってきた。学校、家庭、地域が連携・協働し、総がかりで子どもの健やかな育ちを支援してきた。

今後、関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）及び国のいじめ防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づいて、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「十日町市いじめ防止基本方針（平成 27 年 4 月）」を策定した。

この度、令和 2 年 12 月に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」が施行されたことを受け、本市におけるいじめの防止等の対策をさらに進めるために、基本方針を改定することとした。

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」問題であり、いじめに悩む児童生徒を救うために、学校、家庭、地域、その他の関係者の皆様と強い連携の下で「いじめを絶対にしない」「いじめを決して許さない」「いじめを決して見逃さない」という意識を共有し、いじめ防止等に全力で取り組んでいく。

第1章 いじめ防止等の対策の基本的な方向

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめを防止するには、児童生徒を取り巻くすべての大人がいじめ問題に関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、児童生徒も自らも安心して豊かな社会や集団を築いていく推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければならない。いじめは、どの子どもにも起こりうる深刻な人権侵害であることを認識し、新潟県が進める県民ぐるみのいじめ防止等の取組を中核に、児童生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、家庭、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に取り組んでいく。

なお、新潟県いじめ等の対策に関する条例（以下「県条例」という。）では、「いじめ類似行為」（後述）についても防止等の対策を推進するものとされていることから、本方針におけるいじめの防止等の対策と認知及びその後の対応については、「いじめ類似行為」に関しても同様に取り扱うものとする。

2 十日町市いじめ防止基本方針策定の目的

市は、上記の基本理念の実現に向け、いじめの問題への対策を総合的かつ組織的に推進することを目的として、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針に基づいて、十日町市いじめ防止基本方針を策定する。

3 定義

(1) いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を

知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」^{*1}とされている。

※1 具体的ないじめ類似行為の例

- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

4 いじめ防止等に向けた方針

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、市、市教育委員会、学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを認知した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子どもの尊い命が失われることが決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として家庭、地域、関係機関と連携して対策に取り組む。

(1) いじめの未然防止

いじめの根本的な克服には、未然防止の観点が重要である。そのためには、いじめを生まない、許さない学校づくりが重要である。児童生徒がいじめについて深く考え理解するための道徳の授業や児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童生徒がいじめは絶対に許されないことを自覚するように促す。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、迅速かつ的確な対応の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒の小さな変化に気付くことが大切である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、スクールカウンセラーとの連携、電話相談窓口の設置等により、児童生徒の相談体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して見守りを進める。

(3) いじめへの対処

学校がいじめの疑いを発見したり、通報を受けたりした場合は、直ちに、いじめを受けたとされる児童生徒やいじめの疑いを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切な指導をする等、迅速な対応を行う。また、個々の教員や学校による対応に任せることなく、組織的な取組により解決を図る。

(4) 学校と家庭及び地域等との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促し、学校の取組をより有効なものとするために、学校と家庭、地域等の連携が不可欠である。市

教育委員会及び学校は、地域とともに学校づくりを推進するとともに、P T Aや地域の関係団体と積極的に連携を図り、学校、家庭、地域が協働し、大人が総がかりでいじめ防止等の取組を推進する。

(5) 関係機関との連携

いじめの対応については、教育上必要な指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などは、関係機関（警察署、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から関係機関と情報共有のできる体制を構築する。

第2章 十日町市及び十日町市教育委員会が実施すべき施策

1 十日町市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市教育委員会は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため「十日町市いじめ問題対策連絡協議会」（法第14条第1項に基づく組織）を設置する。その構成員は、下記のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|---------------|
| ・新潟地方法務局十日町支局 | ・十日町警察署 |
| ・南魚沼児童相談所 | ・市民生委員児童委員協議会 |
| ・市P T A連合会 | ・青少年育成十日町市民会議 |
| ・市青少年育成委員会 | ・市子ども会連絡協議会 |
| ・市中学校長会 | ・市小学校長会 |
| ・市市民福祉部 子育て支援課及び発達支援センター | |
| ・市教育委員会 生涯学習課及び学校教育課 | |

2 十日町市いじめ防止対策等専門委員会の設置

市教育委員会は、「十日町市いじめ問題対策連絡協議会」との円滑な連携の下に、地域におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うようにするため、「十日町市いじめ防止対策等専門委員会」（法第14条第3項に基づく組織）を設置する。その構成員は、下記のとおりとする。

- | |
|--------------------------|
| ・十日町警察署 |
| ・南魚沼児童相談所 |
| ・市中学校長会 |
| ・市小学校長会 |
| ・市市民福祉部 子育て支援課及び発達支援センター |
| ・市教育委員会 生涯学習課及び学校教育課 |

3 十日町市いじめ等に関する調査委員会の設置

市教育委員会は、重大事態に係る調査のために、「十日町市いじめ等に関する調査委員会」（法第 28 条第 1 項に基づく組織）を設置する。委員は、弁護士や学識経験者、心理や福祉等の専門的な知識や経験を有する者などから任命する。なお、委員の任命に当たっては、当該重大事態の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保する。

4 十日町市の取組

(1) 啓発活動

いじめ防止のための広報その他の啓発を広く市民に対して行う。特に、保護者が、法第 9 条に規定された保護者の責務等を踏まえて、児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発や相談窓口の設置及び周知など、家庭への支援を行う。

(2) 関係機関等と連携した取組の推進

新潟地方法務局十日町支局、十日町・津南地区保護司会、市民生委員児童委員協議会、十日町警察署、南魚沼児童相談所、市 P T A 連合会、市内健全育成関係団体、市市民福祉部子育て支援課及び発達支援センター、市教育委員会生涯学習課及び学校教育課、福祉機関や医療機関、その他の関係機関などと連携し、取組を推進する。各機関では、主に次のような取組を行う。

- 新潟地方法務局十日町支局（十日町人権擁護委員協議会）
児童生徒の様々な困りごとや悩みごとの解決のための人権相談活動を行うとともに、学校等に出向いて思いやりの心・命の大切さ等について呼びかける人権教室等の各種啓発活動を行う。
- 十日町・津南地区保護司会
すでに犯罪を犯してしまった児童生徒が、再犯をしないよう保護観察を行う。
- 市民生委員児童委員協議会
各町内担当の民生委員と連携をとり、いじめ、不登校、ひきこもりの実態を把握し、学校・家庭のパイプ役として気になる児童生徒の見守りを行う。
- 十日町警察署
管内児童生徒の非行に関する情報の提供と指導を行う。
- 南魚沼児童相談所
管内児童生徒の非行、不登校、虐待、その他家庭上の問題に関する

る情報の提供と指導を行う。

- 市PTA連合会
家庭教育への啓発を図る講演会、PTA同士の交流を深める親睦会を実施する。
- 市内健全育成関係団体（青少年育成十日町市民会議、十日町市青少年育成委員会、十日町市子ども会連絡協議会）
 - ア 青少年の非行予防のための街頭巡回を実施する。
 - イ 健全育成に関する研修会を実施する。
 - ウ 学校等を訪問し、現状や問題点、取組等の情報交換を実施する。
 - エ 夏休みにPTAと合同の夏休み特別巡回を実施する。（地域の目として青少年を見守る活動を実施）
- 十日町市 市民福祉部子育て支援課
 - ア 保育所では、園児の成長過程により、言葉づかいや遊びの中でいじめ防止の考え方に沿った保育を行うよう、保育士研修等に取り組む。
 - イ 放課後児童クラブでは、放課後児童クラブガイドラインに沿った運営により、学校との情報交換や指導員に対する研修会を実施し、学校と協力していじめ防止に取り組む。
- 十日町市 市民福祉部発達支援センター
特別な支援を要する児童生徒に対する相談と支援を行う。

(3) 児童生徒の体験活動の充実

異なる年齢を含めた様々な学校の児童生徒、地域の大人と関わる活動を推進する。

5 十日町市教育委員会の取組

(1) 「心の教育」を行うための支援

小中一貫教育を推進し、9年間を見通した「心の教育」（人権・同和教育を含む。）を充実させる。

(2) 教職員の資質向上のための支援

教職員を対象とした研修の充実を図るとともに、授業改善、生徒指導等に係る校内研修等へ講師を派遣するなど、各校の研修を支援する。

(3) 相談体制の整備

来所、電話、メールなど多様な相談窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受ける体制を整備するとともに、定期的に児童生徒及びその家庭に周知する。

- (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
インターネットを通じて行われるいじめへの対策やインターネット上の不適切な書き込み等については、関係機関と連携し、事案に対応できる体制の整備を図る。
- (5) 学校に対する情報提供と取組状況の点検・指導
校長会及び教頭会等を通じて、いじめ事案の状況や原因、対応等の分析結果を提供する。また、各学校で取組が適切になされているか状況を適宜点検・指導する。
- (6) 青少年健全育成のための活動
体験活動など健全育成のための取組や研修等を実施する。
- (7) 家庭教育への支援
はぐくみのまちづくり運動、家庭教育講話等を通して家庭教育の関心を高める。

第3章 学校が実施すべき施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を定める。校長のリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、いじめ防止等に関する取組を組織的、計画的に推進する。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

学校は、「いじめ対策委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 委員会の組織構成

校長、教頭、生徒指導主事（生活指導主任）、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、生徒指導部員（教育相談部員）、スクールカウンセラー、市教育センター職員、その他必要に応じて自校の教職員や外部関係者などから、組織的対応の中核として機能するように学校の実情に応じて組織する。

(2) 委員会の役割

- ア 学校基本方針に基づき、未然防止などの取組の実施、進捗状況の確認、年間計画の作成・実行・検証・修正など
- イ 教職員の資質向上、意識啓発等に向けた研修などの企画と実施
- ウ いじめやいじめが疑われる行為等に関する相談と通報の窓口の設置
- エ 児童生徒や家庭・地域への意識啓発と情報発信など

オ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録及び情報の共有

カ 発見されたいじめやいじめの疑いがある事案への対応に係る情報の迅速な共有、関係する児童生徒への事実関係の確認、指導、支援体制及び対応方針の決定、家庭・関係機関等との連携

3 学校におけるいじめ防止等に関する取組

学校は、「未然防止」「早期発見」「いじめへの対処」の各段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じるものとする。また、小中一貫教育を進める中で、家庭や地域、関係機関との連携を図りながら、早期発見、早期対応に当たる。

(1) 未然防止

いじめ問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、学校はいじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、教育活動全体を通じて計画的・継続的に未然防止に取り組む。

ア 児童生徒一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりを行うとともに、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような授業づくりや集団づくりを行う。

イ 道徳教育、人権教育及び同和教育の充実、読書活動や体験活動等の推進により、児童生徒の社会性や豊かな情操を養う取組を進める。

ウ 児童生徒一人一人が自他を理解し、よりよい人間関係を築くことができるように、お互いの心が通じ合う言葉遣いやコミュニケーション力、社会的スキル等を育てる取組を進める。

エ 児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会の設定、異校種間や異学年の交流を進めるなど、児童生徒の自己有用感を高める。

オ 社会における規範やきまりを守ることの意義を指導し、規範意識の醸成と道徳性、社会性の伸長を図る。

カ 学級活動や児童会・生徒会活動などで、児童生徒がいじめに関する課題に主体的に向き合う機会を設けるなど、児童生徒が自らいじめについて学び、未然防止の取組を行う機会を設定する。

キ 全校集会や学級活動等がいじめの問題について触れ、「いじめは決して許されないことであり、はやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない。」等、いじめに対する正確な知識を伝え、その知

識をもとに正しく行動できる児童生徒を育成し、「いじめを絶対にしない」「いじめを決して許さない」「いじめを決して見逃さない」という雰囲気学校全体に醸成していく。

ク 各中学校区で進めている小中一貫教育の取組として「あいさつ運動」「交流活動」、「いじめ見逃しゼロスクール」等の充実を図り、児童生徒の社会性を育成する。

ケ 児童生徒がインターネットを通じていじめに関与したり、トラブルが発生したりしないように情報モラル教育の充実を図るとともに、メディアリテラシー（マスコミ等から受ける情報を自分でコントロールする力）をつけるために講習会を実施するなど家庭への啓発を図る。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

ア いじめの疑いや相談等を受けた場合は、積極的にいじめの危険性を認知する。

イ 平素から児童生徒の交友関係や生活実態等をきめ細かく把握し、個々の表情の変化や児童生徒が示す小さな変化やいじめのサインを見逃さないようアンテナを高く広く張るとともに、教職員が積極的に児童生徒の情報交換を行い、児童生徒理解に努める。

ウ 日常の教育活動や生活記録ノート等の活用などを通じ、児童生徒や保護者が心を開き、相談できるような人間関係づくりと体制づくりを行う。

エ 定期的なアンケート調査、生活記録ノートの活用、教育相談、個人面談や家庭訪問の機会を活用し、交友関係や悩みの把握、いじめの早期発見に努める。

オ スクールカウンセラーと養護教諭等が効果的に連携し、児童生徒の悩みを積極的に受け止める機会を設定するなど、相談機能を充実する。

(3) いじめへの対処

いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、市教育委員会及び関係機関等と連携し、対応に当たる。

ア 速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして事実を確認する。

事実確認の結果は、関係職員で情報を共有し、指導方針、指導体制、役割

分担等を明確にして児童生徒及び保護者に対応する。

イ 事実確認の結果は、校長の責任の下、市教育委員会に報告するとともに、関係する家庭にも事実関係、今後の指導方針や相談体制などについて伝える。

ウ 関係児童生徒から状況や気持ちを十分に聴き取るとともに、いじめられた児童生徒には、不安を取り除き、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。

エ いじめた児童生徒には、当該児童生徒の抱える問題やいじめの背景に目を向け、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を行う。

オ 児童生徒には、はやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない行為であることを伝え、正しく行動できるよう指導を行う。

カ インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、十日町警察署等の関係機関の協力を得る。

キ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認める場合は、直ちに市教育委員会及び十日町警察署等の関係機関に相談して対処する。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の対処に当たっての方針

いじめは決して許されない行為であり、いじめによる重大事態は決して招いてはいけない。しかしながら、万一、重大事態が発生した場合は、市教育委員会及び学校は、次の方針の下、全力でその対処に当たる。

ア いじめを受けた児童生徒の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。

イ いじめに係る事実を徹底的に解明し、対処に当たる。

ウ いじめを受けた児童生徒に対しては、その心情に十分寄り添って指導、支援する。

エ いじめを行った児童生徒に対しては、背景にある心情に寄り添いながら、いじめは絶対に許されない行為であることを指導する。

2 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合で、次の状態などに至ったとき

- ・ 自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

※児童生徒の状況に着目して判断する。

イ いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている
疑いがあると認めるとき

ウ その他市教育委員会が認めるとき

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告する。報告を受けた市教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

(3) 調査を行うための組織

市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。学校が調査を行う場合は、学校に設置の委員会を母体として、校長が「調査委員会」を設置する。市教育委員会が調査を行う場合は、十日町市いじめ等に関する調査委員会が調査に当たる。どちらが、調査にあたるかは市教育委員会が指示する。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、市教育委員会と学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

(5) 調査に当たっての留意事項

事案の重大性を踏まえ、市教育委員会は、学校と連携の上、いじめを行った児童生徒に対し、懲戒や出席停止措置の運用、いじめを受けた児童生徒の就学校の変更等、いじめを受けた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒、保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする可能性があることから、市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者へのケアと落ち着いた学校生活を

取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(6) 調査結果の提供及び報告

市教育委員会又は学校は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。また、調査結果については、学校は市教育委員会に報告し、市教育委員会は市長に報告する。

3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査について

上記2の(6)の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

(2) 再調査を行うための組織

再調査を実施する組織としては、「十日町市いじめ問題調査点検委員会」（法第30条第2項に基づく組織）を設置する。当該委員会は、弁護士や学識経験者、心理や福祉等の専門的な知識や経験を有する者などから市長が任命する委員で構成する。なお、委員の任命に当たっては、当該重大事態の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保する。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、市長は、再調査の結果を市議会に報告する。市議会に報告する内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定するとともに、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保する。

第5章 その他いじめ防止対策に関する事項

市及び市教育委員会は、この基本方針の策定から3年を目途として、国の動向を勘案して基本方針を見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

基本方針の内容に変更があった場合は、ホームページ等を活用し、速やかに市民に周知する。